

誰もが「幸せ」になる
ユニバーサル社会の実現を目指して

静岡県工賃向上計画 (令和3年度～令和5年度)

～障害のある人が地域で自立した生活を送るために～

令和3年6月

静岡県

目次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 工賃向上計画の概要 | 1 |
| 1 | 静岡県工賃向上計画の概要 | 1 |
| II | 前計画期間中の取組状況 | 2 |
| 1 | 前計画期間中の工賃の状況 | 2 |
| 2 | 前計画期間中の主な取組 | 4 |
| 3 | 工賃向上に向けた今後の課題 | 7 |
| III | 目標工賃額の設定 | 8 |
| 1 | 県が目指す目標工賃額と各事業所が目指す目標 | 8 |
| IV | 目標工賃達成に向けた県の取組 | 10 |
| 1 | 事業所の受注機会を拓げるための取組 | 10 |
| 2 | 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援 | 12 |
| 3 | 事業所への発注を推進するための取組 | 13 |
| | 参考資料 | 14 |

1

静岡県工賃向上計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適正や能力に応じて可能な限り就労し、経済的にも自立できることが必要ですが、一般就労が困難なため事業所で福祉的就労を行う障害のある人にとっては、事業所等での工賃水準の向上が重要であります。

本県では、平成 19 年度に「障害のある人の工賃水準向上のために取組指針」(平成 19 年度～23 年度)、平成 24 年度に「障害のある人の工賃水準向上のために取組指針(改訂版)」(平成 24 年度～26 年度)、平成 27 年度に「静岡県工賃向上計画」(平成 27 年度～29 年度)、平成 29 年度に「静岡県工賃向上計画」(平成 30 年度～32 年度)を策定し、工賃向上に向けて取り組んできました。

その結果、県内事業所の工賃水準は向上し、一定の成果が出ておりますが、目標工賃には達していません。

障害のある人の就労については、集中し落ち着いて作業できる環境など、障害の特性に応じた支援を行い、働くことに負担を感じるのではなく、“働くよろこび”を実感できることを前提として、引き続き工賃向上に向けて計画的に取り組んでいくことが求められています。

国においても、継続して工賃向上に向けた取組を推進することとし、令和 3 年 3 月に『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針の一部改正が示されたところであり、本県としても、この指針の内容に沿って、新たな「静岡県工賃向上計画」を策定し、更なる工賃向上を目指すことにより、障害のある人の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度まで(3 年間)

(3) 対象事業所

就労継続支援 B 型事業所

ただし、就労継続支援 A 型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む障害福祉サービス事業所についても本計画の対象とします。

1 前計画期間中の工賃の状況

(1) 前計画期間中の目標工賃

平成30年度から令和2年度までの「静岡県工賃向上計画」では、県民全体で目指していく目標として「県平均工賃月額30,000円」と、各事業所が目指すべき目標として、「対前年伸び率5%」という目標を設定しました。

(2) これまでの工賃実績及び目標達成状況

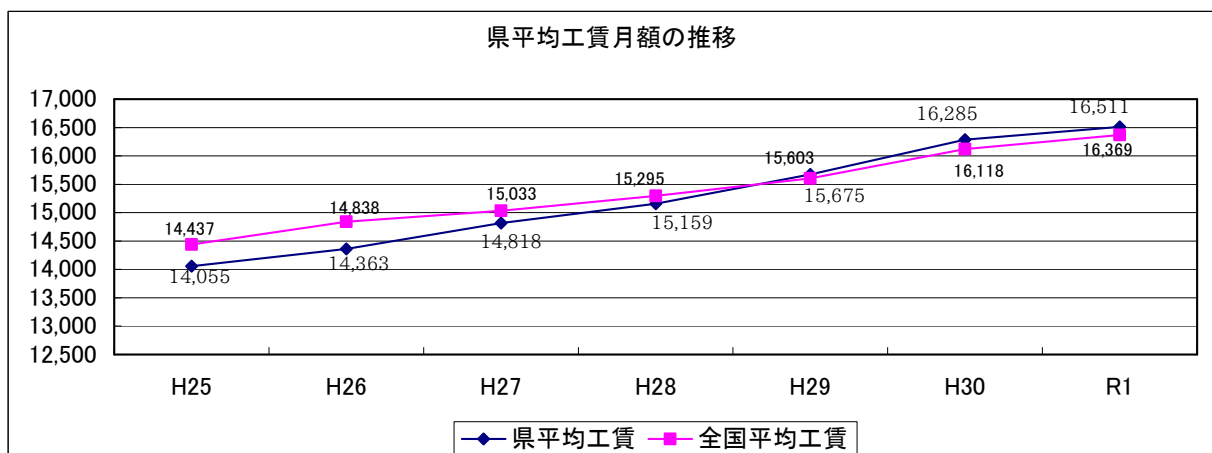
様々な工賃向上施策に取り組んできた結果、令和元年度の就労継続支援B型事業所における県平均工賃月額は、16,511円となっております。

これまで、本県の平均工賃月額は年々増加しており、平成29年度以降は全国平均を上回っていますが、目標工賃には届いておりません。(表1)

また、県平均工賃の対前年伸び率は、これまで増加傾向でしたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1.4%の伸びに留まるなど、各年度において、目標を下回る結果となりました。

一方で、令和元年度においては、工賃月額が対前年度より増加した事業所は5割以上となり、対前年度伸び率が5%以上の事業所も全体の3割を超えるなど、前回計画策定時(平成29年度)より9事業所増加しています。(表1)

また、事業所数が平成29年度から令和元年度までに57事業所増加していることに伴い、利用者数も増加しており、工賃支払総額及び支払延べ人数は、平成29年度と令和元年度を比較すると、それぞれ工賃支払総額で233,558千円、支払延べ人数で10,347人増加していることから、前計画期間中で障害のある人の就労の場は確実に増えています。(表1)



【表 1】 平均工賃月額実績の推移

| 年 度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 県平均工賃月額（円） | 14,055 | 14,363 | 14,818 | 15,159 | 15,675 | 16,285 | 16,511 |
| 対前年伸び率 | 0.7% | 2.2% | 3.2% | 2.3% | 3.4% | 3.9% | 1.4% |
| 事業所数（所） | 239 | 258 | 271 | 282 | 309 | 318 | 366 |
| 工賃30,000円達成事業所数（所） | 8 | 8 | 8 | 10 | 17 | 24 | 25 |
| 対前年比5%事業所数（所） | — | — | 94 | 114 | 113 | 127 | 122 |
| 工賃支払総額（千円） | 821,278 | 910,772 | 814,150 | 1,071,089 | 1,176,728 | 1,268,229 | 1,410,286 |
| 支払延べ人数（人） | 58,433 | 63,410 | 54,948 | 70,656 | 75,069 | 77,877 | 85,416 |
| 全国平均工賃月額（円） | 14,437 | 14,838 | 15,033 | 15,295 | 15,603 | 16,118 | 16,369 |

【表 2】 令和元年度平均工賃月額の分布

| 区分 | 工賃分布 | | | | |
|------|-------------------|------------------------|------------------------|-----------|--------|
| | 10,000円未満 | 10,000円以上 20,000円未満 | 20,000円以上 30,000円未満 | 30,000円以上 | 計 |
| 事業所数 | 78 | 194 | 69 | 25 | 366 |
| 割合 | 21.3% | 53.0% | 18.9% | 6.8% | 100.0% |
| 区分 | R1 平均工賃 16,511円未満 | | R1 平均工賃 16,511円以上 | | 計 |
| 事業所数 | 231 (63.1%) | | 135 (36.9%) | | 366 |

【表 3】 令和元年度対前年伸び率が5%以上の事業所数

| 事業所数 A | 工賃が増額した事業所 | | B/A | C/A |
|-----------|------------|------------------|-------|-------|
| | B | うち伸び率5%以上の事業所数 C | | |
| 366 | 184 | 122 | 50.3% | 33.3% |

(1) 事業所の受注機会を拡げるための取組

ア 「障害者働く幸せ創出センター」の運営

- ・「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の“働くこと”に関する総合的な窓口として、静岡市、沼津市、浜松市の計3か所を拠点として、障害のある人の就労に関する情報提供や相談支援を行いました。企業等からの請負、物品の購入、百貨店や地域イベントでの福製品の販売会のあっせんなど、福祉と企業等をつなぐ取組を行い、福製品の販路開拓、売上げの増を図りました。

【表4】 障害者働く幸せ創出センター相談件数及び仲介実績

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数 | 603件 | 573件 | 811件 | 813件 |
| 製品販売額(イベント等) | 35,232千円 | 34,515千円 | 33,919千円 | 28,981千円 |
| 下請業務受注額 | 61,302千円 | 75,323千円 | 78,583千円 | 56,841千円 |

イ 福製品販売店舗の運営

- ・福製品販売店舗「とも」を県内2か所（静岡市、沼津市）で運営し、福製品への理解を深めるとともに、販売の促進を図りました。特に沼津店では喫茶店も併設し、障害のある人の“働くこと”を支援しました。

【表5】 福製品販売店舗「とも」販売実績


(単位：千円)

| 区 分 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 常設店舗「とも」売上額 | 20,622 | 16,015 | 16,808 | 17,072 |

ウ ふじのくに福製品「一人一品運動」の実施

- ・平成30年度から、福製品の継続的な購入を呼び掛ける「一人一品運動」を実施し、福製品の売上増による工賃向上を支援しました。
- ・令和元年度に、授産品がより身近に感じられるよう、授産品の愛称を県民だより等で公募し、125点の応募の中から愛称を「ふじのくに福製品」に決定しました。県内大学生が愛称を基に作成したロゴマーク、キャッチコピー及びポスターを活用し、福製品のイメージ向上を図りました。

【表6】「ふじのくに福産品」ロゴマーク、キャッチコピー

| | |
|---|---|
|  | <p>【キャッチコピー】 幸福（しあわせ）産みだすこの一品</p> <p>【制作者の意図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「良い」「正しい」の意味をもつ丸印で「品」の字を表現 ・3つの〇が支え合うことで、福産品がより良いものとなるように願いを込めた <p>【主な選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手書きの筆の味にあたたかみを感じる ・ふじのくに福産品の意味をよく反映している |
|---|---|

(2) 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援

ア ふじのくに福産品のブランド化の推進

- ・マーケティング等の専門家の指導・助言により、付加価値を高めた製品を「ふじのくに福産品ブランド」として認定し、県お勧めの製品としてPRしました。令和2年度時点で累計43品をブランド認定しました。

【表7】ふじのくに福産品ブランド認定数

| | H29 | H30 | R元 | R2 | H28～累計 |
|----|-----|-----|----|----|--------|
| 食品 | 5 | 9 | 7 | 5 | 29 |
| 雑貨 | 5 | 0 | 2 | 5 | 14 |
| 計 | 10 | 9 | 9 | 10 | 43 |

イ 農福連携による障害のある人の就労機会の創出

- ・農業分野の担い手不足の解消に努めるとともに、障害のある人の農業分野での職域拡大を支援するため、研修、技術向上支援、農業技術の専門家派遣、農福連携マルシェの開催等を行いました。
- ・令和2年6月に「農福連携ワンストップ窓口」を開設し、農福連携コーディネーターを設置しました。農業分野の求人情報等を収集し、事業所と農業分野のマッチングを行い、農福連携を推進しました。

【表8】農福連携取組数

| 年度 | H30 | R1 | R2 |
|-----------|-----|----|-----|
| マッチング取組件数 | 8件 | 5件 | 24件 |
| マルシェ開催 | - | 1回 | 8回 |

ウ 地域の障害福祉事業所と地域全体で支援する仕組みづくり

- ・地域と福祉、企業の連携を図り、地域の特産を生かした福製品の改良や販売促進のための支援をモデル的に実施しました。

【表 9】令和 2 年度地域密着型一人一品運動の取組内容

| | |
|-------|---------------------------------------|
| モデル市町 | 浜松市、富士市 |
| 改良支援 | 支援対象福製品に対し、専門家による製品改良や販売促進を支援 |
| 販売会 | 浜松市：福製品セット受注販売 富士市：富士市内商業施設で販売会を開催 |

エ 企業 CSR 連携の促進

- ・企業 CSR 連携コーディネーターが、企業 CSR 情報、マッチング事例等の情報を収集し、企業と事業所双方が閲覧できるプラットフォームを WEB 上で管理し、マッチングを支援しました。

(3) 事業所への発注を推進するための取組

ア 官公需拡大のための取組

- ・「静岡県障害者就労施設等から物品等の調達推進本部」において「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、「1 所属 1 発注」の取組スローガンを掲げ、県のすべての部局が一体となり発注の推進に取り組みました。その結果、平成 30 年度には、過去最大実績である 63,534 千円の発注実績を達成しました。
- ・平成 30 年度に「障害のある人が働く事業所名鑑」を作成し、優先調達の対象となる障害者就労施設等で受注できる物品・役務の情報を集約しました。
- ・福製品の継続的な購入を呼び掛ける「一人一品運動」の取組の一環として、福製品の購入機会拡大のため、県庁内で福製品のセット注文販売及び販売会を行いました。

【表 10】県の調達実績の推移

(単位：円)

| | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----|------------|------------|------------|------------|
| 物品 | 24,512,034 | 27,241,419 | 27,392,120 | 25,749,922 |
| 役務 | 29,432,047 | 36,292,905 | 28,367,832 | 28,693,365 |
| 計 | 53,944,081 | 63,534,324 | 55,759,952 | 54,443,287 |

【表 11】県庁内販売実績

(単位：円)

| 年度 | H30 | R1 | R2 |
|------------|---------|-----------|-----------|
| セット注文販売売上額 | - | 1,647,000 | 2,733,870 |
| 庁内販売会売上額 | 326,590 | 674,490 | 1,098,717 |

(1) 事業所の受注機会を拡げるための取組

事業所の請負等の受注のうち、企業からの発注が大きな割合を占めていることから、企業と事業所を“つなぐ”ことにより企業からの受注実績を増やすことが必要です。

また、福産品が地域に十分認知されているとは言えず、県民が購入する機会も限られています。

このため、今後は、「一人一品運動」を地域全体に展開するなどにより、福産品の認知度を向上し、販路を拡大していく必要があります。

(2) 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援

近年の福産品は、品質、デザインともに一般の製品と比べても遜色ないものが増えています。商品開発や商品イメージ向上のノウハウが全体的に不足しているため、消費者（企業・県民）のニーズに十分応えられていない面があります。

そのため、専門家による商品開発の支援などにより、福産品の付加価値を向上させることが必要となっています。

また、事業所が企業から受けている下請業務は、景気の影響を受けやすく、収益が安定しづらい面もあることから、事業所が安定した収益を得るため、業務の多様化を図る必要があります。

(3) 事業所への発注を推進するための取組

官公需拡大のための取組を進めてきた結果、県や市町から事業所への発注実績は増加傾向にあります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベント中止により、福産品の販売機会が減少しています。

ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した、オンライン販売等の導入などにより新たな販路拡大を促進していく必要があります。

1 県が目指す目標工賃額と各事業所が目指す目標

(1) 基本的な方針

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害年金等の収入に加え、作業活動等の工賃収入を得ることで経済的な自立を図ることが必要です。本県では、国通知「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（令和3年3月10日一部改正）や本県の実情を踏まえ、障害者年金を除き経済的な自立のために必要な額を月30,000円とした上で、『目指すべき目標工賃月額を30,000円^(注)』に定め、その実現のために官民一体となった取組を行います。

(2) 本計画における目標工賃月額

本計画の目標工賃については、上記「基本的な方針」の目標を目指しつつ、現状の工賃水準を踏まえ、まずは本計画の最終年度（令和5年度）までに達成すべき目標工賃月額を新たに設定します。

| 区分 | 目標数値 | 考え方 |
|--------------------------|--------------|-----------------------------------|
| <新規> 県目標平均工賃月額(令和5年度) | 20,000円 | 全国トップ5並みの工賃水準額を目指す (R元年度本県26位) |
| 各事業所が目指すべき目標工賃伸び率 | 対前年伸び率 5% | 全体を底上げし、すべての事業所が達成すべき伸び率 |

(3) 目標平均工賃月額と各事業所が目指すべき目標工賃伸び率の考え方

前計画では、各事業所がそれぞれの平均工賃を前年から5%以上（過去に最も高い伸び率実績を参考に）引き上げることを目標としました。本計画でも、すべての事業所が等しく目指すことができる目標として、対前年伸び率5%の目標を継承します。

一方で、すべての事業所が対前年伸び率5%を達成した場合、本計画最終年度である令和5年度において、県平均工賃月額は約20,000円となる見込みです。これは令和元年度実績ベースで全国5位以内となります。

令和5年度までの経過的な目標として、社会情勢の変化や事業所等の実情を踏まえ、県平均工賃月額20,000円を新たな目標と位置付けます。

【表 12】令和元年度工賃実績上位県の状況

| 順位 | 県名 | 平均工賃月額 |
|-----|-----|---------|
| 1位 | 徳島県 | 22,147円 |
| 2位 | 福井県 | 22,043円 |
| 3位 | 島根県 | 20,120円 |
| 4位 | 高知県 | 20,005円 |
| 5位 | 宮崎県 | 19,489円 |
| 26位 | 静岡県 | 16,511円 |

【表 13】本県の工賃実績及び伸び率

(単位:円、%)

| 計画期間 | H19～H23 | | | | | H24～H26 | | |
|--------|---------|--------|--------|------------|--------|---------|--------|--------|
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 実績(月額) | 13,309 | 13,556 | 12,562 | 13,173 | 13,652 | 13,953 | 14,055 | 14,363 |
| 伸び率 | △ 2.6 | 1.9 | △ 7.3 | 4.9 | 3.6 | 2.2 | 0.7 | 2.2 |
| 計画期間 | H27～H29 | | | H30～R2 | | | | |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | | |
| 実績(月額) | 14,818 | 15,159 | 15,675 | 16,285 | 16,511 | — | | |
| 伸び率 | 3.2 | 2.3 | 3.4 | 3.9 | 1.4 | — | | |

(注) 『目指すべき目標工賃月額 30,000円』の考え方

障害のある人が地域で自立して単身生活を送るための必要生活費を約 103,000円と試算した場合、障害年金等(約 73,000円を想定)による収入との差額約 30,000円を働くことによる工賃収入で補う必要があります。

① 1か月あたりの生活に必要な費用(※) 103,000円

② 障害年金等受給額(※) 73,000円

差額(①-②) 30,000円

(参考) 令和元年度平均工賃月額 16,511円

(※) グループホームを利用する障害のある人の生活実態に関する調査等

○ 県の取組方針

目標工賃達成のため、次の3項目を重点項目として掲げ、これらを連動させながら工賃向上に取り組んでいきます。

- 1 事業所の受注機会を拡げるための取組
- 2 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援
- 3 事業所への発注を推進するための取組

1 事業所の受注機会を拡げるための取組

(1) 企業等と事業所を“つなぐ”取組の推進による受注機会の確保

ア 「障害者働く幸せ創出センター」による事業所の受注機会の確保（強化）

- ・「障害者働く幸せ創出センター」のスタッフが、企業等を訪問し、事業所への下請業務の発注・施設外就労の発注の呼び掛けを行い、企業等と事業所との連携・協働体制の構築を図ります。
- ・事業所に対しスーパーや地域でのイベント等における販売会への参加をあっせんし、福製品の売上増を図ります。
- ・東部地域（沼津市）と西部地域（浜松市）にもスタッフを配置し、各地域における企業等と事業所間の連携を図るとともに、静岡市の拠点に情報を集約・共有することで、一体となった支援活動を実施します。

(2) 障害のある人の“働くこと”や福製品への理解促進

ア 「障害者働く幸せ創出センター」からの情報発信

- ・事業所、企業等、障害のある人からの相談窓口を設置し、運営します。
- ・障害のある人の“働くこと”に関する情報を、県内企業等に対して発信します。また、各事業所が受けられる下請業務や扱っている福製品に関する情報提供を行うことで、企業等から事業所への発注の促進を図ります。
- ・事業所における障害のある人の活動や福製品の展示、各種イベント、セミナーの案内など、障害のある人の“働くこと”に関して、県民に対し広報周知を行います。
- ・事業所で製作している福製品について幅広く情報発信を行う「ふじのくに福製品WEBカタログ」等を活用し、福製品の県民への認知度向上と受注拡大を目指します。

イ 「とも」による販売促進と販路拡大

- ・静岡市と沼津市の県内2か所で福産品販売店舗「とも」を運営し、福産品の販売を通して、障害のある人の“働くこと”について、身近に感じてもらう機会を作ります。
- ・一般の方々が立ち寄りやすい店舗づくりを行い、売上げを増やすことで工賃向上を図ります。

【表 14】 福産品販売店舗「とも」の概要

| | 東 部 | 中 部 |
|------|----------------------------|----------------------------------|
| 名 称 | とも沼津店 | とも静岡店 |
| 住 所 | 沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 1 階 | 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 1 階 |
| 電 話 | 055-963-9100 | 054-251-8123 |
| 業務内容 | 福産品販売、喫茶、軽食 | 福産品販売 |

ウ 一人一品運動の地域への展開（新規）

- ・各地域での販売イベント等を通じて福産品の継続的な購入を呼び掛ける「ふじのくに福産品一人一品運動」を、県をはじめ市町や企業など県民全体に取組を広げていくことで、福産品の県民への認知度向上を図り、更なる販路の拡大を目指します。
- ・「ふじのくに福産品」の愛称やロゴマークを活用し、県HPのほか、企業の包括協定の活用や各種イベント等、様々な場面でPR活動を行い、福産品のイメージ向上を図ります。



(1) 福製品の競争力を高め、販売促進を図るための支援**ア 福製品の付加価値を高めるブランド力の向上（強化）**

- ・マーケティング等の専門家のアドバイスなどを基に改良を行った福製品を「ふじのくに福製品ブランド認定製品」として認定し、「ブランドマーク」の活用を図りながら、本県のお勧め商品としてのPRを推進します。高品質で付加価値のある商品というブランドイメージを高め、福製品全体の売上増による工賃向上を目指します。

イ 農福連携による障害のある人の就労機会の創出（強化）

- ・農業分野における担い手不足と障害のある人の就労機会の創出のため、事業所に農業への参入を促す「農福連携」を推進します。
- ・事業所を対象とした研修や個別支援による農業技術指導等を通して、事業所の農業分野への参入や、農産物の6次産業化を支援します。
- ・「農福連携ワンストップ窓口」において、農業分野からの求人情報等の収集、労働力と農作業等のマッチングを行います。
- ・事業所の農産物又は農産物加工品を専門家の助言を受けながら改良を行い、販路開拓を支援することで、事業所の収益力の向上を図ります。

ウ 地域の障害福祉事業所を地域全体で支援する仕組みづくり（新規）

- ・市町や地元企業等と連携した商品の開発や、地域における福製品の継続購入の取組など、「地域の事業所は地域全体で支援」する仕組みの構築を目指します。
- ・地域と福祉、企業の連携を図り、地域の特産を生かした福製品の改良や地域密着での販売促進の支援を行います。
- ・企業CSR（企業の社会的責任による貢献活動）の取組ニーズ（福製品購入等）と事業所等のニーズ（福製品受注等）を把握し、双方のマッチングを行うことや、CSR取組事例（株主優待品に福製品を活用等）の収集、広報を行うことで、CSR活動により地元企業が事業所を支援する取組を推進します。

(2) 事業所職員の支援力向上のための取組**ア 企業CSRを活用した事業所運営力の向上**

- ・企業的経営手法の導入に向けて、民間企業等の協力を得ながら、経営セミナーや販売力強化等、各種研修会の開催を通じて、事業所の運営能力向上につなげます。

イ 就労支援技術を活かした工賃向上支援力の強化

- ・農業技術についての研修開催や、専門家の派遣による技術向上支援等を行うことで、事業所職員の支援力を強化し、工賃向上を図ります。

(1) 官公需拡大のための取組**ア 調達方針の策定及び県各部局間の連携による発注の推進**

- ・県の各部局が障害者就労施設等に対する発注の促進について共通認識を持ち、積極的な優先調達を推進するため、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部会議」を毎年度当初に開催します。調達方針を策定し、当該年度の県としての調達目標額を定め、目標達成に向けてすべての部局が一体となって発注することを促していきます。

イ 事業所への発注促進を図るための市町との連携

- ・市町の発注実績は増加傾向にあり、官公需への理解が進んでいるところですが、更なる発注拡大に向けて、市町ごとの発注実績や具体的な発注事例を取りまとめて情報提供するなどして、市町に対し一層の発注を促します。

ウ 共同受注窓口の活用による受注の拡大

- ・行政機関だけでなく、企業をはじめ様々な主体から幅広く受注機会が受けられるよう、障害者働く幸せ創出センターと静岡県社会就労センター協議会が連携を図りながら、共同受注窓口業務の運営を推進し、事業所の受注増を目指します。

(2) 新しい生活様式に対応した取組**ア 新しい生活様式に対応したオンライン販売等の導入（新規）**

- ・コロナ禍における新たな生活様式に対応するため、福産品のオンライン販売を導入する事業所を支援します。
- ・消費者が望む、魅力あふれる、売れる商品「スーパー福産品」の開発を支援し、ブランド力の向上を図ります。

<参考資料>

1 工賃向上計画の経緯

| 時 期 | 内 容 |
|----------------------------------|---|
| 平成 19 年7月6日 計画期間:H19~23 | <国指針>「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針 目標設定:原則として平成 18 年度の工賃実績の平均額の倍以上の水準を目指すこと (考え方:単身の衣食住の出費に必要な最低水準を「月 10 万円」に設定。障害者年金(月額 6万 6,000 円)に加え、工賃を倍増させ3万円とすることで「月収 10 万円」に近づけたい) |
| 平成 20 年3月 28 日 計画期間:H19~23 | <県指針>障害のある人の工賃水準向上のための取組指針策定 工賃水準目標額: → <u>30,000 円 (月額)</u> GHでの1か月の生活費 93,000 円 障害基礎年金 66,000 円 △27,000 円 |
| 平成 24 年4月 11 日 計画期間:H24~26 | <国指針>「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 目標設定:都道府県における経済状況などを踏まえ、 <u>適正な水準を設定すること。</u> 「工賃倍増5か年計画」は廃止する。 |
| 平成 24 年 12 月 27 日 計画期間:H24~26 | <県指針>障害のある人の工賃水準向上のための取組指針(改定版)策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 |
| 平成 27 年 3 月 24 日 計画期間:H27~29 | <国指針>「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 障害者優先調達推進法に基づき、積極的な発注に取り組むことを明記 |
| 平成 28 年2月 計画期間:H27~29 | 静岡県工賃向上計画 <u>平成 27 年度から 29 年度までの新しい工賃向上計画を策定</u> 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u> を設定 |
| 平成 30 年2月 28 日 計画期間:H30~32 | <国指針>「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 事業所の取組として、施設外就労等への支援を明記 |
| 平成 30 年3月 計画期間:H30~R2 | 静岡県工賃向上計画 <u>平成 30 年度から令和 2 年度までの新しい工賃向上計画を策定</u> 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u> を継承 |
| 令和3年3月 10 日 計画期間:R3~5 | <国指針>「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 工賃月額に応じた報酬算定にあたり事業所は工賃向上計画の作成が要件となる旨明記 |
| 令和3年6月 計画期間:R3~5 | 静岡県工賃向上計画 <u>令和 3 年度から 5 年度までの新しい工賃向上計画を策定</u> 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 計画の最終年度に達成すべき目標額→ <u>20,000 円 (月額)</u> を設定 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u> を継承 |

2 静岡県就労継続支援B型事業所数等の状況

| 項目 | H30 | R1 | R1-H30 |
|------|--------------|--------------|----------|
| 事業所数 | 329 か所 | 366 か所 | +37 |
| 支払総額 | 1,268,229 千円 | 1,410,286 千円 | +142,057 |
| 延べ人数 | 77,663 人 | 85,416 人 | +7,753 |

3 就労継続支援B型事業所の静岡県及び全国平均工賃実績 (単位：円)

| 根 拠 | 国指針:「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針 | | | | | |
|--------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 計画期間 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | 平均伸び率 |
| 目標工賃 | 平成23年度までの目標月額30,000円 | | | | | |
| 実績(月額) | 13,309 | 13,556 | 12,562 | 13,173 | 13,652 | 0.8%(H19~H23) |
| 全 国 | 12,600 | 12,587 | 12,695 | 13,079 | 13,586 | 1.9%(H19~H23) |

| 根 拠 | 国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 | | | |
|--------|----------------------------|--------|--------|---------------|
| 計画期間 | H24 | H25 | H26 | 平均伸び率 |
| 目標工賃 | 15,000 | 20,000 | 30,000 | |
| 実績(月額) | 13,953 | 14,055 | 14,363 | 1.5%(H24~H26) |
| 全 国 | 14,190 | 14,437 | 14,838 | 2.3%(H24~H26) |

| 根 拠 | 国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) | | | |
|--------|----------------------------------|--------|--------|---------------|
| 計画期間 | H27 | H28 | H29 | 平均伸び率 |
| 目標工賃 | H29までに月額30,000円及び対前年5% | | | |
| 実績(月額) | 14,818 | 15,159 | 15,675 | 2.9%(H27~H29) |
| 全 国 | 15,033 | 15,295 | 15,603 | 1.9%(H27~H29) |

| 根 拠 | 国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) | | | |
|--------|----------------------------------|--------|----|--------------|
| 計画期間 | H30 | R1 | R2 | 平均伸び率 |
| 目標工賃 | R2までに月額30,000円及び対前年5% | | | |
| 実績(月額) | 16,285 | 16,511 | — | 1.4%(H30~R1) |
| 全 国 | 16,118 | 16,369 | — | 1.5%(H30~R1) |

4 障害者働く幸せ創出センターの概要

「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の働くことに関する相談窓口や、情報提供等の支援を通じて、障害のある人の「働く幸せ」を応援する目的で静岡県が設置した福祉と産業界、地域をつなぐ拠点施設です。

- 開館日 月曜日～金曜日・第4日曜日（祝日及びお盆、年末年始を除く）
- 開館時間 午前9時～午後6時
- R3運営委託先 NPO法人オールしずおかベストコミュニティ
- 連絡先

〒420-0031

静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-5

5風来館 4階

TEL: 054 (251) 3515

FAX: 054 (251) 3516

Mail: info@all-shizuoka.or.jp

<http://www.all-shizuoka.or.jp>



5 関係団体

| 名称 | 開館日・開館時間 | 連絡先 |
|-------------------------------|--|---|
| NPO法人 オールしずおか ベストコミュニティ | 月曜日～金曜日・第4日曜日 (祝日及びお盆、年末年始を除く) 午前9時～午後6時 | 静岡市葵区呉服町 2-1-5 5風来館 4階 TEL:054-251-3515 FAX:054-251-3516 |
| 一般社団法人 静岡県社会就労センター 協議会 | 月曜日～金曜日 (祝日及びお盆、年末年始を除く) 午前9時～午後6時 | 静岡市葵区呉服町 2-1-5 5風来館 4階 TEL:054-204-5088 FAX:054-204-5089 |
| NPO法人 静岡県作業所連合会・わ | 月曜日～金曜日 (年末年始、夏季休業日、祝祭日を除く) 午前9時～午後5時 | 静岡市葵区駿府町 1-27 TEL:054-275-0070 FAX:054-275-0072 |

富国^富有徳^徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture

静岡県工賃向上計画

(令和3年度～令和5年度)

静岡県健康福祉部障害者支援局 障害者政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3619 FAX 054-221-3267